

被災者生活再建支援制度の拡充等を求める意見書について

被災者生活再建支援制度の拡充等を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和6年3月21日

旭川市議会
議長 福居 秀雄 様

提出者 旭川市議会議員

中 村 みなこ

小 林 ゆうき

植 木 だいすけ

江 川 あ や

まじま 隆 英

塩 尻 英 明

高 橋 紀 博

高 木 ひろたか

石 川 厚 子

能登谷 繁

品 田 ときえ

高 見 一 典

被災者生活再建支援制度の拡充等を求める意見書

2024年1月1日、石川県能登半島において、最大震度7の地震が発生した。この地震や津波等により、多くの人的被害をもたらしたほか、住宅や建物の倒壊等の甚大な被害が起きている。

現行の被災者生活再建支援制度は、被災者の生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的として、自然災害の被災者が最大で300万円の「被災者生活再建支援金」を受給できる制度である。

2007年に行われた法改正時には、衆参両院の災害対策特別委員会において、支援金の支給限度額、国の補助割合を含め、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加える旨の附帯決議がなされているが、2004年の法改正以降、約20年間金額は据え置かれたままである。

昨今の物価の上昇や人件費の値上がり等を踏まえれば、支援制度の拡充は必要不可欠であり、基礎支援金及び加算支援金の倍増や支援対象の見直し、国庫補助率の引上げによる被災自治体の負担軽減の配慮が必要である。

よって、国においては、被災者生活再建支援制度の支援対象と支援金を抜本的に拡充し、被害に遭われた住民の生活再建を支援するとともに、今後の災害への備えとするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会